

温故知新

発行：岩崎友一大槌事務所
〒028-1131
岩手県上閉伊郡大槌町大槌24番地23-1
Tel (0193) 42-2257
Fax (0193) 42-2258
発行 平成25年3月28日



4回目の一般質問に登壇（2013.2.28）

県立大槌病院再建方針

場所	大槌町寺野地区「ふれあい運動公園内」(町有地・町推薦)
規模	病床数：1病棟・一般病棟で50床程度 診療科：内科・外科を基本 外来診療機能を維持 救急機能：診療時間内の一時救急を基本 (診療時間外の救急は 県立釜石病院で対応)
機能	リハビリ機能：入院患者を中心とした維持期の リハビリを提供
整備スケジュール	平成25年度 用地造成(大槌町)、病院設計(県医療局) 平成26年度～平成27年度 建築工事(県医療局) 平成28年度 開院

※概算事業費：17億5,500万円

「仮設住宅で仏になりたくない。一年前に仮設住宅で暮らす方に言われた言葉です。私も仮設住宅で暮らすひとなりとして、その言葉の重みをかみしめながら、またプレハブゆえの夏の暑さや冬の寒さ、部屋の狭さや騒音など、その不自由さを実感しながら、一日でも早く仮設住宅から出て新しい住宅や災害公営住宅に入居してもらいたいとの思いを実現できるように取り組んできました。

「復興加速年」と位置付けた本年は被災地の一番の課題である住宅再建、災害公営住宅への入居を着実に進めるとともに、立ち上がった地元事業者の皆さんが継続的に事業を行うことのできる環境の整備、基幹産業である漁業・農業の再生など、住民の皆さんが希望をもてる年としたいです。

ごあいさつ

岩崎友一

PROFILE



いわさき友一のプロフィール

岩崎友一
(いわさき・ともかず)
誕生日……… 昭和53年9月18日
身長……… 165cm
体重……… 60kg
血液型……… B型

自己紹介

趣味……… 野球、ゴルフ、DVD、音楽鑑賞、温泉旅行
座右の銘……… 「温故知新」
好きな食べもの・納豆、麻婆豆腐(辛口)、秋刀魚の塩焼き
長所……… 何事にも前向きなところ
短所……… たまに突っ走りすぎる

経歴

平成元年 大槌町立安渡小学校 卒業
平成4年 大槌町立大槌中学校 卒業
平成7年 盛岡中央高等学校 卒業
平成13年 城西大学 経済学部 経営学科 卒業
平成14年 鈴木栄子司法書士事務所 勤務
平成18年 (株)ガルバート・ジャパン 勤務
平成22年 岩手県議会議員補欠選挙で初当選
平成23年 岩手県議会議員選挙で2期目当選
(現在に至る)

県議会の役職

議会運営委員会 委員
農林水産常任委員会 副委員長
地域資源活用による観光振興等調査特別委員会 委員長
東日本大震災津波復興特別委員会 委員

公式ホームページ

- ◆岩崎友一公式ホームページ
<http://iwakitomokazu.com> ブログ更新中
- ◆岩手県議会ホームページ
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0731/>

いわさき友一事務所

大槌事務所

〒028-1131
岩手県上閉伊郡大槌町大槌24番地23-1(大槌タクシー内)
TEL (0193) 42-2257 FAX (0193) 42-2258



1月～3月活動報告(一部)

1月

- 4日 釜石市新年会に出席
- 11日 自民党青年局「TEAM-11」で陸前高田市・大船渡市を視察
- 16日 議会運営委員会の全国調査で岐阜県・静岡県を視察(～18日)
- 25日 大槌町災害公営住宅着工式(大ヶ口・屋敷前地区)に出席
- 27日 釜石青年会議所新年会に出席



H25.1.17 議会運営委員会全国調査(静岡県庁にて)

2月

- 5日 地域資源活用による観光振興等調査特別委員会の全国視察で静岡県を視察(～7日)
- 11日 自民党青年局「TEAM-11」で福島県の警戒区域内を視察
- 19日 県議会2月定例会 開会
- 28日 本会議で4回目の一般質問に登壇

3月

- 2日 釜石・大槌地区自衛隊入隊予定者激励会に出席
- 11日 東日本大震災岩手県・大槌町合同追悼式に参列
- 16日 自民党全国青年部局長会議に出席(東京都/自民党本部)
- 17日 自民党大会に出席(東京都)
- 23日 大槌町4小学校合同開校式に出席
- 26日 県議会2月定例会 閉会
- 27日 釜石市災害工営住宅(上中島)竣工式に出席
- 28日 盛岡市へ避難しているのみなし仮設入居者のお茶会に参加



H25.3.14 予算特別委員会

5月より釜石事務所を再開します

釜石事務所

〒026-0025
岩手県釜石市大渡町二丁目6番23号TRYビル2階



応急仮設住宅について

供与期間

問 応急仮設住宅については供与期間が原則2年とされているが、その期限は早いもので応急仮設住宅については平成26年4月、みなし仮設住宅については平成26年3月となっている。高台移転や区画整理には尚、数年の期間がかかるわけであり、また現段階での災害公営住宅の整備状況によると平成27年度以降の入居予定が1,404戸となっていることから入居期限のさらなる延長が求められているところであるが、現在の検討状況について伺う。

答 被災者の不安を解消するためには、土地区画整理事業など、面的整備による住宅再建や、災害公営住宅の整備の進捗状況を踏まえ、被災者が住宅を再建するまでの間、応急仮設住宅等の提供が必要であると考えており、これまで国に對し、その延長について、繰り返し要望してきたところであるが、国は、「住宅の復興状況や被災自治体の実情を十分に踏まえ、柔軟に対応したい」との考えを示し、現在、関係省庁間で検討中と伺っているところであり、早期に応急仮設住宅の供与期間の延長が実現するように、引き続き、国に強く要望していく。

空き部屋の利活用

問 厚生労働省は、宿泊施設の不足が指摘されている。復興作業の工事関係者やボランティアの利活用が出来るよう被災地の判断で用途を変更できるような方針を決めたという報道があった。積極的に活用してほしいと思うが、県としての活用方針について伺う。

答 被災地の復興を推進するためには、復旧・復興事業を担う方々の事業所の再建に携わる方々の宿舎の確保が重要な課題の一つとなっており、県では、応急仮設住宅の空き住戸の活用を図るに要望し、これまで、市町村等への応援職員やボランティアの宿舎としての活用が認められてきたところ。応急仮設住宅は、2年間の許可期間を超えて活用する際は、毎年、許可期間の延長が必要となるほか、他用途へ活用するためには、建設した応急仮設住宅を用途廃止し、市町村等へ払下げを行う必要があるが、この場合、払下げの無償化と、将来に課生する解体撤去費の負担が課題となっており、このため、県としては、今後とも、社会福祉施設等への応援職員のための宿舎としての活用や、市町村等が活用する場合の無償譲渡と、解体撤去費の国による負担等を、引き続き、国に

安全性の確保

問 応急仮設住宅は、減価償却資産の耐用年数に關する省令で耐用年数は7年と定められている。建物自体の耐久性については、問題ないと思うが、今回は建設用材の確保が困難だったことから、田んぼや畑を急遽造成して建設しているところが大部分である。したがって、建物そのものというより地盤に対する不安があるが、県ではその安全性をどのように認識しているのか、またどのように確保していくつもりなのか伺う。

答 地盤については、田畑を造成した場所であっても、造成後1年半以上を経過しており急激な沈下等は発生しにくい状況になっているものと考えている。今後、応急仮設住宅に生じる不具合として想定されるものは、木杭が腐ることなどにより床の傾き等が考えられる。これがどこまでの程度進行するかについては、土壌や湿気などの状況により異なるため、個々の事例に対応するため、必要があると考えている。県としては、定期的な点検を行うとともに、応急仮設住宅に生じる不具合等については入居者からの通報に応じて必要な補修を行い、入居者の方々に不便が生じることのないよう責任を持って対応していく。

水産業の再生

がんばる漁業・養殖事業

問 がんばる漁業では1月現在で3漁協が4件の漁業復興計画が認められ、がんばる養殖では12漁協34件の養殖復興計画が認められている。今、本県水産業を再生するためには、将来を見据えた取組みや支援が必要であることから、本県での本事業の導入により、具体的にはどのような効果があったのか、また、取組上の課題はないか、あるとすればどのように解決していかなければならないかと考えているのか伺う。

答 本事業は震災により悪影響を受けた漁船漁業経営体の早期復興と被災地における養殖の早期再開や生産量の回復を目指すもので、県としては、事業計画の策定段階から地元漁業者や漁協と協議しながら本事業の取組みを支援してきた。現在、事業に参加する各漁業者グループ等はがんばる漁業では、漁船の省エネ化や定置網漁業の効率化、またがんばる養殖では共同作業・共同経営による経営の効率化や養殖規模の拡大に取り組んでいる。取組み上の課題としてはがんばる養殖においては、これまで共同経営の経験のない漁業者のグループ化に向けた合意形成が事業実施の大きなポイントとなることから、国や県漁連等と連携

後継者対策

しながら地域の事情に応じてきめ細やかな助言・指導に努め養殖業の早期再開と生産量の回復を支援していく。また平成25年度から各漁協ごとに漁業者自らが地域の将来像を描く「地域再生営漁計画」の策定を進めることとしており、このような取組みも併せて将来を見据えた本県水産業の再生に取り組んで行く。

問 後継者を確保するためには、さらに早い時期から生産、加工、流通にわたる仕組みを学び、経営に生かしていくカリキュラムが必要と考える。県立高田高校、宮古水産高校、久慈東高校では、水産の学科や教科があるが、そのカリキュラムの内容と成果、課題について伺う。また、今後は、このようなカリキュラムを充実させ、アイデアあふれる若者たちが地域の6次産業化を牽引できるようにしていくことが必要と考えるが、県の見解を伺う。

答 現在、県立高校の水産系学科では「水産食品製造」「水産食品管理」「水産流通」及び「栽培漁業」「課題研究」等の科目において、水産食品の製造、品質管理、食品マーケティング等、6次産業化に必要な基礎的な知識と技能を習得

コラム

がれきの処理については全国の各自治体の皆さんのご協力により広域処理が進められ、可燃物については今年度を目処に、不燃物についても順次処理が行われています。土砂などの津波堆積物は新たなまちづくりの中で公園などの盛り土材として活用する予定となっております。

まちづくり

住宅再建支援

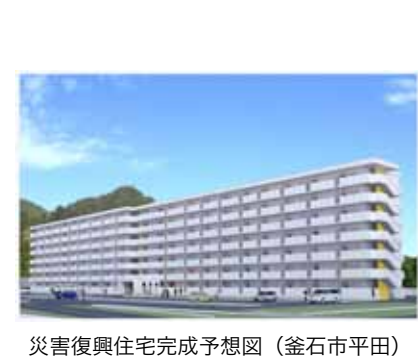
問 私は、たとえ小さな家でも庭や畑がありお盆やお正月には家族や親戚みんなが集う、そしてそこにはたくさんの安らぎや笑顔がある。それがふるさととしての役割であり、そこに住む人々の生きがいであると思う。今、住宅を再建するか災害公営住宅に入居するか悩んでいる方々が、一人でも多く住宅を再建できるように背中を押すためにも更なる助成を充実させていかなければならないと思うが知事の考えと現段階における検討状況について伺う。

答 県では、被災者の住宅再建を支援するため、今年度から住宅再建に際して、最大100万円を市町村と共同で補助する事業を創設するとともに、パリアフリー化や県産材の活用を行う場合の補助などを実施している。また、今般、国において、本県等からの要望を踏まえ、被災地域の住宅再建を促進するため、震災復興特別交付税を増額交付することとしており、これを受けて、県としては、2月補正予算案において、本県への配分見込み額、215億円の全額を沿岸市町村に配分することとし

災害公営住宅の進捗状況

問 県は、平成26年度内の災害公営住宅の完成を目指しているところから、土地においては買取以外の方法として定期借地権の設定、民間会社が建設した建物の買い取りや設計施工一括方式導入の方針を決め、鋭意進めていることと思うが、これらの実績と見通しはどうなっているのか、また、平成26年度に全戸完成させるための取り組みとして今後どのような手段や手法を検討しているのか伺う。

答 建物の買取については、敷地提案型買取方式を試行的に宮古市の3地区で行っているところであり、現在、5社から8か所について事前相談を受けている。今後は、事業者から提案書を提出していただいた上で、3月中に事業者の選定を行う予定である。また、設計施工一括選定については、現在、大船渡市綾里地区で事業者を公募中であり、既に4社から提案書が提出されている。今後、提案書を審査した上で、3月中旬に事業者の選定を行う予定である。定期借地による用地確保については、これまでのところ契約の実績はないが、敷地提案型買取方式の中で、定期借地での提案も受け付けており、現在事前相談があった8か所のうち



災害復興住宅完成予想図（釜石市平田）

コミュニティ

問 県管理分の災害公営住宅の募集について、県は、「一世代ごとの抽選により入居者を選定することとしており、当面グループでの募集は行わない」としている。平成20年に内閣府がまとめた「新潟県中越地震復興・復興フォローアップ報告書」を見ると、「生活の再建や地域コミュニティの再建、またその基礎となる住宅の再建に關しては速やかに達成する必要があり、一方で、合理性だけで判断できない要素も多く、関係者の相互理解形成のための場を持つなど、被災者自身が納得のいく選択をして

1か所が、定期借地での提案となっており、平成25年度は、敷地提案型買取方式について、今回の結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、宮古市以外でも実施するほか、用地が確保できた箇所については、原則として設計施工一括選定を実施しながら、平成26年度に全戸完成を目指して全力で取り組む。

答 県では、より早く必要な戸数を供給することを重視し、市町村では、地域の個別のニーズを重視して災害公営住宅の整備を進めることとしており、地域コミュニティへの配慮が特に必要となる漁村集落等においては、市町村が、従前居住者を選定しやすに入居させることを考えている。また、県の災害公営住宅では、市町村間の移転者など県下広域的に入居者を受け入れる必要がある一方で、地域コミュニティにも一定の配慮を、管理する多くの戸数を当該市町村の被災者に割り当てる方針としている。地域コミュニティの維持について最も重要なことは、災害公営住宅を被災者の方々が必要とする場所に、必要な戸数を建設すること、その建設計画をできる限り早期に明らかにすること、そのような取り組みを通じて地域コミュニティの形成を実現していきたい。なお、県では、比較的市街地に近い場所に建設することが多いことなどから、応募倍率が高いことが予想されるため、当面の間は、グループ募集は行わないこととするが、今後、市町村と十分に相談しながら、県の募集方法についても検討していく。

県営建設工事

問 復旧・復興のためには急がなくてはならない工事については迅速に発注すべきだが、そうではないと判断される工事には中長期的な視点を持って発注すべきである。そのことが建設資材の高騰を避け、安定的な確保につながることも、本県の建設業の安定的な発展に大きく寄与することになると考えるがいかがか。不調になっている工事も含め、今後発注する工事について、発注時期の見直しも必要かと思うが、知事の所感を伺う。

答 県では、東日本大震災津波からの復旧・復興に当たって、被災地域の安全確保や被災者の暮らしの再建を最優先として復旧・復興工事の迅速な発注に取り組んできた。こうした中で、昨年11月以降、20%を超える入札不調が発生しており、その中で多いものは小規

その他の質問事項

- 被災者の安心を確保するための取り組みについて
- 被災者の自立を促す取り組みについて
- 被災事業者の経営基盤強化支援について
- 医師・看護師確保対策について